

補強計画・実施設計に係る業務範囲について

技術審査 (建築士会)	技術審査 (事務所協会)	→	工事 (交付決定後着手)
診断 (補助対象)	補強計画 (補助対象外)	実施設計 (補助対象)	工事・工事監理 (補助対象)
<ul style="list-style-type: none"> 建物調査 地盤の判断 上部構造評点の計算 	<ul style="list-style-type: none"> 補強方針の決定 補強壁等の位置や仕様の決定 補強前後の平面図作成 (補強仕様の書き込み等) <small>(※診断時から現況に変更がある場合、その変更事項)</small> 上部構造評点の計算 (補強部分の柱接合部ⅠまたはⅡの選定) (補強箇所のN値計算) 付近見取図作成 現況および補強箇所の写真撮影 	<ul style="list-style-type: none"> 金物の選定 (メーカー型番) 基礎を補強する場合は補強図 (基礎の補強は必須ではない ※1) 必要に応じ立面、平面詳細、断面詳細、建具表、仕上表、その他図面の作成 費用の算定 (各種仕上げの撤去、復旧、除却工事等含む) <p>注) 実施設計は補強計画の審査対象外</p>	(略)

← 一般的にはこの範囲が『補強設計』 →

← 耐震改修補助対象 →

※1 基礎の補強 (またはRC基礎の新設) を要し、補強計画平面図に明示すべきケースは下記①～③に限る。

- ①現状が基礎Ⅱ or Ⅲの建物で、補強後の計算では基礎Ⅰとしている場合
- ②増設する耐力壁下部に基礎がない場合
- ③補強後の耐力壁の耐力と金物の組合せで、基礎の補強をしないと補強効果が計算書どおりに発現しないことが明らかな場合